

取得原価主義会計の存立基盤

広瀬義州

1. まえがき

現行企業会計は、「企業会計原則」などの慣習規範はもとより、「商法」,「法人税法」,「証券取引法」などの制定法規範によって規制されている会計である。

このような現行企業会計に共通する計算システムは、取得原価主義会計とよばれている。その計算構造上の特徴についていえば、原則として取引価額主義に基づき、非貨幣性資産の原初入帳価額はその資産を購入するさいに支払った対価によって決定し、また、これを逆にいえば、利益の測定は当該資産を外部の第三者に引き渡し、その対価として貨幣性資産を取得することをもって行う考え方である。新井教授は、この特徴を「原価—実現主義 (cost-realization basis)^[1]」とよんでおられる。

取得原価主義会計は、世界の主要諸国において、またわが国においては昭和13年の改正商法（第285条）以来、約半世紀以上にわたり企業会計の基本的な計算システムとして確立され、存続してきている。わが国は、世界の主要諸国のなかでも取得原価主義会計を最も強固に遵守している国であるといわれてきた。

しかし、最近の経済・経営環境の変化、金融・証券市場のグローバル化、会

計基準の国際化などを背景に、取得原価主義会計に対する批判は急速に高まり、連結財務諸表の作成にあたり子会社の資産および負債の時価評価をはじめ、金融商品などの一部の項目を時価で評価することが検討されつつある。その意味では、取得原価主義会計は1つのターニング・ポイントをむかえつつあるといえる。

かつて、新井教授が「およそ古いものと新しいものが対立しているとき、われわれは、徒らに新旧の取捨選択に走ることなく、何ゆえに古いものが存続してきたか、何ゆえに新しいものが生まれてきたか、何ゆえに古いものが消え去らなければならないか（あるいは逆に、古いものもなお存続するか）などについて冷静に考えなければならない⁽²⁾」と述べられたように、財務会計を研究する学徒はこの言葉を忘れてはならないように思われる。

本稿では、(1)取得原価主義会計の計算構造上の特徴である原価—実現主義の意味を明らかにし、(2)このような取得原価主義会計は何ゆえに存続してきたのかについて述べ、(3)取得原価主義会計には果たして消え去らなければならないほどの欠陥があるのかなどについて述べることにしたい。

2. 原価—実現主義の二つの意味

取得原価主義会計は、上述した原価—実現主義という計算構造上の特徴をもっているといえ、これには二通りの意味があるように思われる。

第1の意味は支払対価—実現主義という意味であり、独立した第三者である売手側と買手側との取引の結びつきを示すものである。ある財貨・用役の取引が交換市場において売手と買手の間で成立した価格（原初取引価額）で行われた場合、買手側からみると、その支払った対価をもって取得資産の原初入帳価額すなわち取得原価としている。同じことを売手側からみると、財貨・用役を第三者に引き渡して、その対価として貨幣性資産を受け取ったことをもって利益計上をしている。すなわち、この場合、買手側は資産の購入に伴う資産評価

を行ったのであり、同時に売手側は資産の売却に伴う損益計算を行ったことにはかならない。複式簿記で学んだように、ある一つの取引について、買手側に何らかの会計処理があれば、必ずその相手である売り手側にも何らかの会計処理がある。

したがって、会計ではしばしば資産会計が中心か損益会計が中心かの議論があり、両者は全く別々のもののように思われがちであり、またそのような説明が行われることが少なくないが、実際には全く同一の事象または取引を買手側を中心にみるか、売手側を中心にみるかの違いであるといつてよい。

かくして、支払対価主義と実現主義は表裏一体の考え方であり、買い手側の資産会計と売り手側の損益会計とを計算構造的に密接に結びつける考え方であるといえよう。

第2の意味は、原価（以下）評価—未実現利益の排除という意味であり、買い手側（または売り手側）の資産の貸借対照表価額の決定および収益を計上するための計算構造である。非貨幣性資産を、購入時にその支払対価すなわち取得原価で評価するということは、その資産の取得から売却までの保有期間中、たとえハイパー・インフレーションが生じようとも、取得原価が資産価額の上限（原価以下評価）であり、したがって資産が外部の第三者に売却されるまで当該資産からの評価益（未実現利益）が計上されないことを意味している。

いいかえれば、原価（以下）評価は、未実現利益の計上を排除するという意味で実現主義と表裏一体の関係にあり、買い手側（または売り手側）の資産会計と損益会計を計算構造的に密接に結びつけているという特徴を有している。したがって、この原価（以下）評価—未実現利益の排除という特徴は、原価—実現主義の最も基本的な計算構造であると思われる。

3. 取得原価主義会計の論拠

上述のように、取得原価主義会計はわが国の企業会計とりわけ現行財務会計

の基本的な計算システムとして存続している。その理由として、取得原価主義会計は(1)処分可能利益の算定、(2)財務諸表監査、(3)受託責任遂行状況の報告のいずれにも適合している点をあげることができる。

(1) 処分可能利益の算定

取得原価主義会計は、「原価—実現主義」という計算構造上の特徴をもっているがゆえに、商法に基づく配当可能利益および法人税法に基づく課税可能所得から構成される処分可能利益の算定を遂行するのに最も適合していると考えられる。なぜならば、処分可能利益を算定するためには、その処分財源として資金的裏付けのある資産（とくに貨幣性資産）が確保されていることが必要であるので、資産の評価益すなわち未実現利益の計上を排除する実現主義がとられ、またそのためには、常に、取得原価が資産評価の上限とされる原価主義がとられなければならないことになるからである。

かくして、「原価—実現主義」を中核とする取得原価主義会計は処分可能利益の算定を行うためには有用な会計システムであるとされ、今日広く世界の主要諸国において採用されている。

しかも、処分可能利益の算定は、もともと有限責任制度に基づく株式会社の生成、発展とともに形成されたものであり、わが国の場合には、商法および法人税法の目的と密接に結びついており、株式会社制度および所得課税制度が存続するかぎり、今後とも無視することはできないといえよう⁽³⁾。

この点を詳しく述べれば、株式会社制度においては、配当可能利益をめぐる株主と債権者間その他の利害調整が問題になり、また所得課税制度においては、課税所得をめぐる納税者と課税当局との利害調整が問題となる。このために、商法および税法では配当可能利益と課税可能所得について厳密な規制を加えている。

たとえば、わが国の商法は、物的会社の配当可能利益の算定については、貸

借対照表上の純資産額から資本金および法定準備金を控除して行うのを原則としている（商法第290条、有限会社法第46条）。この規制方式自体は、昭和37年商法より現行規定になり、さらにその趣旨も明治23年商法（第195条）以来変わりがなく、したがって、配当可能利益の算定が商法の固有の目的であることは否めない事実である。

また、課税所得の計算については、租税法律主義（憲法第84条）に基づいて規定されている。法人税法の場合、課税所得は法人の所得を基礎にして計算されるが、その計算にあたっては、「別段の定め」がある場合を除き、「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って計算するものとする」（法人税法第22条第4項）とされている。しかし、課税所得は「公正なる会計慣行」を斟酌した商法の計算規定に基づいて作成され、かつ株主総会で承認された計算書類において表示されている利益を基礎（確定決算基準）にして算定されている（同第74条第1項）のが実情である。

さらに、わが国では、資産の評価、利益の測定などに関する計算については商法の規定に従わざるをえなく、また、上述のように法人税法も確定決算基準によって商法と密接不可分な関係にあり、これに基づいて課税所得を計算している。このような現行の企業会計制度を前提にする以上、資産の時価評価および評価益の計上を禁止する取得原価主義会計は、商法および法人税法の目的である処分可能利益算定機能を遂行するのに最も適合する会計システムであるといえる。

(2) 財務諸表監査

また、取得原価主義会計は証券取引法に基づく財務諸表監査を行うためにも、最も妥当な計算システムであるといえる。証券取引法においては、一般投資者が自己の責任において合理的な意思決定を行うことができるように、会社に当該事業内容または財務内容等に関する情報を有価証券の発行市場と流通市場の

開示手段を通じて開示させるいわゆる証取法ディスクロージャー制度が採用されている。

この制度を実質的かつ効率的に機能させるためには、少なくとも開示される情報の信頼性が高いものであることが前提である。証券取引法第193条の2第1項の規定に基づく公認会計士または監査法人による財務諸表監査はこの趣旨に沿って確立されているものである。

財務諸表監査における信頼性の保証は監査人の監査意見の表明を通じて行われている。その理由は、財務諸表監査のもとで監査人の監査意見の表明という行為は監査責任と表裏一体の関係にあり、この監査責任が情報利用者サイドからすれば信頼性の保証を判定する指標になっているからである。

このように考えるならば、財務諸表監査においては監査意見を表明し、財務諸表の信頼性を保証しうる会計システムが採用されていることが前提である。この点を具体的にいえば、あるひとつの究極的要証命題（たとえば、「当該企業の財務諸表は財政状態および経営成績を適正に表示している」）に基づいて、たとえば無限定適正意見、限定付適正意見または不適正意見のように無限定適正意見を最上位とする総合意見の表明を行いうる会計システムが存在していることが前提である。

しかも、財務諸表監査における総合意見の表明は、監査人が究極的要証命題の立証にあたり、どの程度の監査証拠を入手しうるかという入手可能な監査証拠の能力によって相対的にしか行ないえないのが実情である。

そうである以上、会計情報が資産の購入時からその後の費消または売却に至るまでの数値を追跡できる（これを追跡可能性という）という情報特性をもっている取得原価主義会計システムを前提にしなければ、実査、立会、確認などの監査手続によって得られる確証的な監査証拠を入手することは困難である。

逆にいえば、資産の評価を時価で行い、また利益の測定を発生主義で計上する会計では、質問、比較、分析的レビュー手続などの監査手続しか適用できな

く、そこから得られる監査証拠も取得原価主義会計から得られる監査証拠に比較すると弱く、したがって信頼性の保証の程度も低く、監査人の監査意見の表明は行いにくいといえよう。

かくして、取得原価主義会計は証券取引法に基づく財務諸表監査による意見表明を行うためにも適合しているといつてよい。

(3) 受託責任遂行状況の報告

さらに、取得原価主義会計は受託責任遂行状況の報告を行うためにも有用な会計システムである。“accounting”（会計）という用語の語源は、もともと“account for”であるといわれているように、「説明する」または「弁明する」という意味をもっており、“accountability”という用語が「説明する責任」から派生する会計責任を表すものとして広く用いられている。このことから明らかかなように、会計は財産を受託された者がこれを委託した者に対して財務諸表等の会計数値を用いてその会計責任を明らかにする役割をもっている。この会計責任の同義として、また場合によっては会計責任を包摂する広い意味で、受託責任（stewardship）という用語が用いられる。

受託責任という考え方は、古くはローマ時代の主人と奴隷の委託、受託の関係に端を発し、その後16世紀イギリスのヘンリー1世時代における荘園およびギルドのチャージ・ディスチャージ関係に受けつがれ⁽⁴⁾、さらに今日の株式会社制度のなかにとり入れられて発展してきたものである。

株式会社の場合、株主から出資を受けると、会社のマネジメントである取締役は善管注意義務（第254条3項）および忠実義務（第254条ノ3）をもって委任事務処理の状況を報告し、委任終了後は遅滞なくその顛末を報告する義務がある（民法645条）。これを受託責任遂行状況の報告というが、現実にはその遂行状況を立証することが不可能なので、商法上、計算書類（貸借対照表、損益計算書、営業報告書、および利益処分案）およびその附属明細書を作成し、取

締役会の承認を得た（第281条）後、これを定時株主総会において承認を受けまたは報告する（第283条）ことによって、その受託責任が解除されたとみなされている。

受託責任遂行状況の報告が、計算書類等の承認によって解除される以上、少なくとも計算書類等作成の根拠となる会計情報の正確性が客観的証拠によって立証されるものでなければ、委託者である株主は納得しないといえよう。

逆にいえば、会計情報が財務諸表監査を通じた信頼性によって担保されており、取締役がその責任の所在を弁明しうる追跡可能性の特性を有する会計情報を広く提示するのでなければ、取締役の受託責任は解除されない。そのような情報特性をもっているのが、取得原価主義会計情報である。また、受託資本の健全な維持・管理の面からみても、保守主義性の情報特性をもっている取得原価主義会計情報が最も適合するといえよう。

いしかえれば、十人十色の計算結果が出るような時価主義会計では受託責任遂行状況を報告することはきわめて困難である。もっとも、受託責任の遂行は財産の名目的な維持をもってその顛末を明らかにする（本稿で用いている受託責任の意味）ことではなく、財産の実質的または実体的な維持をもってその顛末を明らかにすることであるとする考え方もあるが、その場合であっても取締役には違法配当責任、法令・定款違反責任、第三者責任など各種の責任が課されている（第266条1項1号および同5号、第266条ノ3など）ことからみて、取得原価主義会計情報と対置される時価主義会計情報だけでもって受託責任遂行状況を報告することは困難であるといっよい。

4. 取得原価主義会計の再評価

以上述べたように、取得原価主義会計は(1)処分可能利益の算定、(2)財務諸表監査および(3)受託責任遂行状況の報告のいずれにも適合しているために、少なくともこれまでは現行財務会計の基本的計算システムとして存続してきたとい

えよう。

しかし、取得原価主義会計に対しては、最近いろいろな面から批判が加えられ、再検討すべき旨の主張が少なくない。再検討すべきであるとする主張の論拠としては、いろいろなものをあげることができるが⁽⁵⁾、取得原価主義会計情報は投資意思決定情報として有用性に乏しいとする批判に集約できるように思われる。取得原価主義会計は、透明性の点では問題があるとはいえようが、本当に投資意思決定情報の提供という会計の目的には役立たないのであるか。

一口に、投資意思決定情報といっても、どのような情報がそれであるのかはあまりはっきりしていないのが現状である。しかも、投資意思決定情報は投資意思決定モデルとしてどのようなものを想定するかによって、その内容は自らと異なると考えられる。さらに、一般投資者はそれぞれモデルとはいえないような異なる投資行動パターンをもっている。

投資意思決定情報の内容が明確でない以上、その内容としてはきわめて常識的なものを想定せざるをえない。その場合、少なくともはっきりしていることは、一般投資者にとって外部情報の利用価値には自ら軽重の差があると思われることである。一般投資者にとって最も利用価値が高く、また関心が高いのは、当期利益、配当可能利益などの利益情報、当期の経営成績、財産の管理・運用などに関する受託責任遂行状況などの基本情報であると考えられる。一般投資者が、これらの利益情報および基本情報を無視して、いきなり市場性のある一時所有の有価証券の時価情報、デリバティブの含み損益情報などの補足・補完情報を重視したり、これらを基本情報とみなすことはまれであると考えられる。取得原価主義会計情報に対する最近の批判は、利益情報および基本情報は確保されていることを前提にし、またはこのことを忘れて単なるものねだりまたは新しいこと（時価主義）へのあこがれにすぎないように思われてならない。

要するに、投資意思決定情報といえども、利益情報こそが最も重要であり、その算定に最も適合している取得原価主義会計こそが会計システムの基本であ

ることを忘れてはならないように思われる。取得原価主義会計利益情報こそが、投資意思決定情報として最も有用であるとする優れた実証研究結果もある⁽⁶⁾。

5. あとがき

以上、本章では取得原価主義会計を再評価する立場から取得原価主義会計の計算構造上の特徴、存在理由などについて述べ、取得原価主義会計こそが会計システムの基本であると主張した。

しかし、取得原価主義会計利益情報または処分可能利益情報以外の投資意思決定情報、とりわけ時価情報が不必要であると主張しようとしているわけではない。それどころか、会計基準の国際的調和化が現実味を帯びてきたこと、デリバティブ取引などが活発になってきたことなどを考えると、国際的競争力、市場の健全性、透明性などを確保するためには、時価情報が投資者などの利用者にとって有用であるともいえよう。問題は、情報提供機能と処分可能利益算定機能とのバランスをどのようにとるのかにあるものと思われる⁽⁷⁾。

- (注)(1) 新井清光「取得原価主義会計の再検討」会計、第103巻第1号（1973年1月）、21-23頁。
(2) 新井清光「現行財務会計理論の再検討」早稲田商学、第218号（1970年11月）、16頁。
(3) 広瀬義州「会計基準論」中央経済社、1995年、182頁。
(4) 新井清光「取得原価主義会計の再検討」24頁；新井清光「新版財務会計論（第3版）」中央経済社、1996年、73頁。
(5) 詳しくは、広瀬義州「取得原価主義会計の再検討」企業会計、第47巻第1号（1995年1月）、37-44頁を参照。
(6) 桜井久勝「会計利益情報の有用性」千倉書房、1991年。
(7) 広瀬義州「『企業会計原則』の見直しに伴う課題」商事法務、第1446号（1997年1月25日）、6頁；広瀬義州「会計基準設定のための日本版概念フレームワーク」商事法務、第1455号（1997年4月25日）、2-8頁。